

栄中学校 PTA 規約

第 1 章 名称及び目的

第 1 条 本会は、栄町立栄中学校 PTA と称し、事務局を栄中学校内に置く。

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第 2 章 活動及び方針

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校及び家庭における教育の振興に関すること。
- (2) 生徒の校外生活の指導及び交通指導に関すること。
- (3) 会員の研修及び親睦に関すること。
- (4) 学校の教育環境の改善に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。
- (6) その他、目的達成のために必要なこと。

第 4 条 本会は、自主的な民主的団体として不当な支配や干渉を受けず、次の内容を活動方針とする。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、又は営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の管理や教職員人事に関することは干渉しない。

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員(以下「会員」という)になることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者
- (2) 本校に勤務する教職員

第 6 条 会員は、すべての平等の権利と義務を有し、サポーター活動として、第 3 条に掲げる活動に取り組むものとする。

第 4 章 会計

第 7 条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなわれる。

第 8 条 会員は、会費を一世帯当たり月額 300 円納めなければならない。

第 9 条 本会の会計は、定期総会において議決された予算に基づいて行われる

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 役員及び選出

第 12 条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名程度
- (3) 会計 2 名(内 1 名を教職員とする)

2 前項の役員は、会長を除き、本会の活動の実情に応じて若干の増員をすることができる。

第 13 条 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第 14 条 役員の任期は、1 年とする、但し、再任は妨げない。

第 15 条 役員の候補者を選考するときは、役員候補選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- (1) 選考委員会の構成、任務は細則で定める。
- (2) 選考委員会の委員は、その任務を終了したとき解任される。

第 6 章 役員の任務

第 16 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。また、サポーター活動の代表として活動を統括する。

- (3) 会計は、本会の全ての会計を処理し、総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

第7章 会計監査委員

- 第17条 本会の会計を監査するために2名の会計監査委員を置く。
第18条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。
第19条 会計監査委員は、会員以外から選出する。
第20条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
第21条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第8章 総会

- 第22条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
第23条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年4月に、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、又は会員の1/10以上から要求があったときに開催する。
第24条 総会は会長が招集し、会員の1/2以上(委任状を含む)が出席しなければ開会することはできない。
第25条 総会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9章 運営委員会

- 第26条 運営委員会は、役員により構成し、会長が必要と認めるときに開催し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
第27条 運営委員会は、総会に次ぐ決定機関とし、その任務は次のとおりとする。
(1) 総会の開催及び総会提出議案の審議
(2) 各サポーター活動の審議と運営
(3) その他必要事項の審議と運営
第28条 臨時の事項について、運営委員会が必要と認めるときは、特別委員会を設置することができる。
第29条 校長は、運営委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

第10章 慶弔規定

- 第30条 本会の慶弔については、別に定める規程に基づき運用する。

第11章 規約の改正及び細則の制定

- 第31条 本規約は、総会の議決を経なければ改正できない。但し、運営委員会の承認を経て、総会の議決を経るまで経過的な措置をとることができる。
第32条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経てすることができる。
第33条 運営委員会は、細則を制定又は改廃した場合、その結果を次期総会において報告しなければならない。

附則

- 1 本会則は、昭和48年4月23日より実施する。
- 2 昭和59年4月、第13条、第14条、第15条の一部改正
- 3 昭和63年4月、第13条、第15条、第17条の一部改正
- 4 平成6年4月21日、全面改正、同日より実施する。
- 5 平成10年4月25日、第4条の2、第33条の3、第39条、第43条、第44条を改正、同日より実施。
- 6 平成12年4月15日、第7条を改正、同日より実施する。
- 7 平成14年4月13日、第12章を追加し、同日より実施する。
- 8 平成20年4月19日、第12条を一部改正し、同日より実施する。
- 9 平成27年4月1日、全面改正、同日より実施する。
- 10 令和2年5月、第12条の一部改正
- 11 令和4年4月23日、全面改正、同日より実施する。
- 12 令和5年4月21日、第12条の2、3、4、第16条の3、4、を一部改正し、同日より実施する。